

## 米原市の他の住居関連施策、賑わい創出施策のご紹介

※各制度の詳細は、各担当課までお問い合わせください。

### 結婚新生活支援事業補助金

補助対象経費  
：新婚世帯の住居費や引越し費用など

【問合せ先】  
こども政策部  
こども若者応援課  
TEL:0749-53-5127



### 空家リフォーム補助金

補助対象経費  
：空き家のリフォーム工事にかかる費用

【問合せ先】  
経済環境部  
シティセールス課  
TEL:0749-53-5140



### 木造住宅耐震改修補助制度

補助対象経費  
：耐震診断員の無料派遣や、対象となる  
木造住宅の耐震改修にかかる費用

【問合せ先】  
まち整備部  
都市計画課  
TEL:0749-53-5144



### にぎわい創出商業店舗開設補助金

補助対象経費  
：新築・中古店舗の取得費、改修工事費、  
設備工事費

【問合せ先】  
経済環境部  
産業政策課  
TEL:0749-53-5146



### 企業立地優遇制度

補助対象経費  
：新増設した事業所等にかかる家屋等に  
対して賦課される固定資産税等

【問合せ先】  
経済環境部  
産業政策課  
TEL:0749-53-5146



# まちなか住まい 供給事業奨励制度



米原市役所（本庁舎） まち整備部 都市計画課

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地 (TEL)0749-53-5144 (Email)toshi@city.maibara.lg.jp

詳しくは、米原市  
公式ウェブサイトを  
ご覧ください。



米原市では、市街地における定住人口の増加を図り、賑わいや活力にあふれる市街地づくりに寄与することを目的とし、駅前や駅近等の「まちなか」において一定の要件を満たす住宅または住宅地を供給する事業に対する補助制度を設けています。

## 奨励対象事業

### 1 まちなか住宅地開発事業（分譲宅地・建売分譲住宅など）

対象事業者	市が定める基準に適合した住宅地開発を実施する法人
対象区域	まちなかにおける宅地利用促進区域として指定する区域
対象事業の主な要件	<p><b>【都市拠点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法に基づく開発許可を得て行われる事業であること。</li> <li>区画数が30区画以上であること。</li> <li>180㎡以上の区画が全区画数の2/3以上であること。</li> </ul> <p><b>【生活交流拠点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法に基づく開発許可を得て行われる事業であること。</li> <li>200㎡以上の区画が全区画数の2/3以上であること。</li> </ul>

### 2 まちなか共同住宅建設事業（分譲マンション・賃貸アパートなど）

対象事業者	市が定める基準に適合した共同住宅を建設する個人または法人
対象区域	まちなかにおける宅地利用促進区域として指定する区域
対象事業の主な要件	<p><b>【都市拠点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地が面積1,000㎡以上であること。</li> <li>建物階数が地上3階建以上であること。</li> <li>分譲住宅は専用面積55㎡以上の住戸が30戸以上かつ全戸数の2/3以上、賃貸住宅は専用面積45㎡以上の住戸が20戸以上かつ全戸数の2/3以上であること。</li> <li>住宅各戸に、玄関、便所、浴室、台所および居室を備えていること。</li> <li>店舗、事務所等を併存する場合は、住宅部分の床面積が2/3以上であること。</li> </ul>

※上記のほか・開発区域または建築敷地に災害ハザードエリアに該当する土地を含まないもの  
・市の他の補助金等の交付対象でないもの などの要件があります。

奨励金の額

**奨励対象事業の土地・建物の固定資産税・都市計画税の相当額を、事業完了後の課税初年度から5年間交付します。**

## 申請手続、添付書類一覧

### ◎事業の認定を申請するとき

米原市まちなか住まい供給事業認定申請書（様式1）	
添付書類	<p>(1) まちなか住宅地開発事業奨励金 ・まちなか住まい供給事業計画書（様式2-1） ・開発許可証の写し <span style="float:right">その他必要な書類</span></p> <p>(2) まちなか共同住宅建設事業奨励金 ・まちなか住まい供給事業計画書（様式2-2） ・建築確認済証の写し ・土地の登記事項証明書（開発許可を要しない場合に限る。） ・直近2年間の納税証明書（開発許可を要しない場合に限る。） ・位置図、配置図、設計図 <span style="float:right">その他必要な書類</span></p> <p>(3) 宅地開発工事費助成金 ・宅地開発工事資金計画書（様式2-3） ・宅地開発工事費にかかる見積書 <span style="float:right">その他必要な書類</span></p> <p>(4) 都市計画施設等設置費助成金 ・都市計画施設等設置計画書（様式2-4） ・都市計画施設等の面積がわかる丈量図 <span style="float:right">その他必要な書類</span></p>

### ◎奨励金等の交付を申請するとき

奨励金等交付申請書（様式4）	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請を行う年度の固定資産税、都市計画税課税明細書の写し</li> <li>交付申請を行う年度の固定資産税、都市計画税を完納したことを証する書類</li> <li>対象事業が完了していることを証する書類（検査済証の写し）</li> <li>対象事業が要件を満たしていることを証する図面（位置図、配置図、設計図。開発許可を要しない場合に限る。）</li> <li>宅地開発工事費助成金の場合、宅地開発工事費にかかる工事請負契約書の写し、領収書の写し、特定工事内訳書（様式4-2）</li> <li>都市計画施設等設置費助成金の場合、都市計画施設等の地積測量図 <span style="float:right">その他必要な書類</span></li> </ul>

### ◎事業計画を変更するとき

事業計画変更届（様式6）	
添付書類	・変更内容を証する図面（位置図、配置図、設計図） <span style="float:right">その他必要な書類</span>

### ◎工事が完了したとき

工事完了届（様式7）
------------

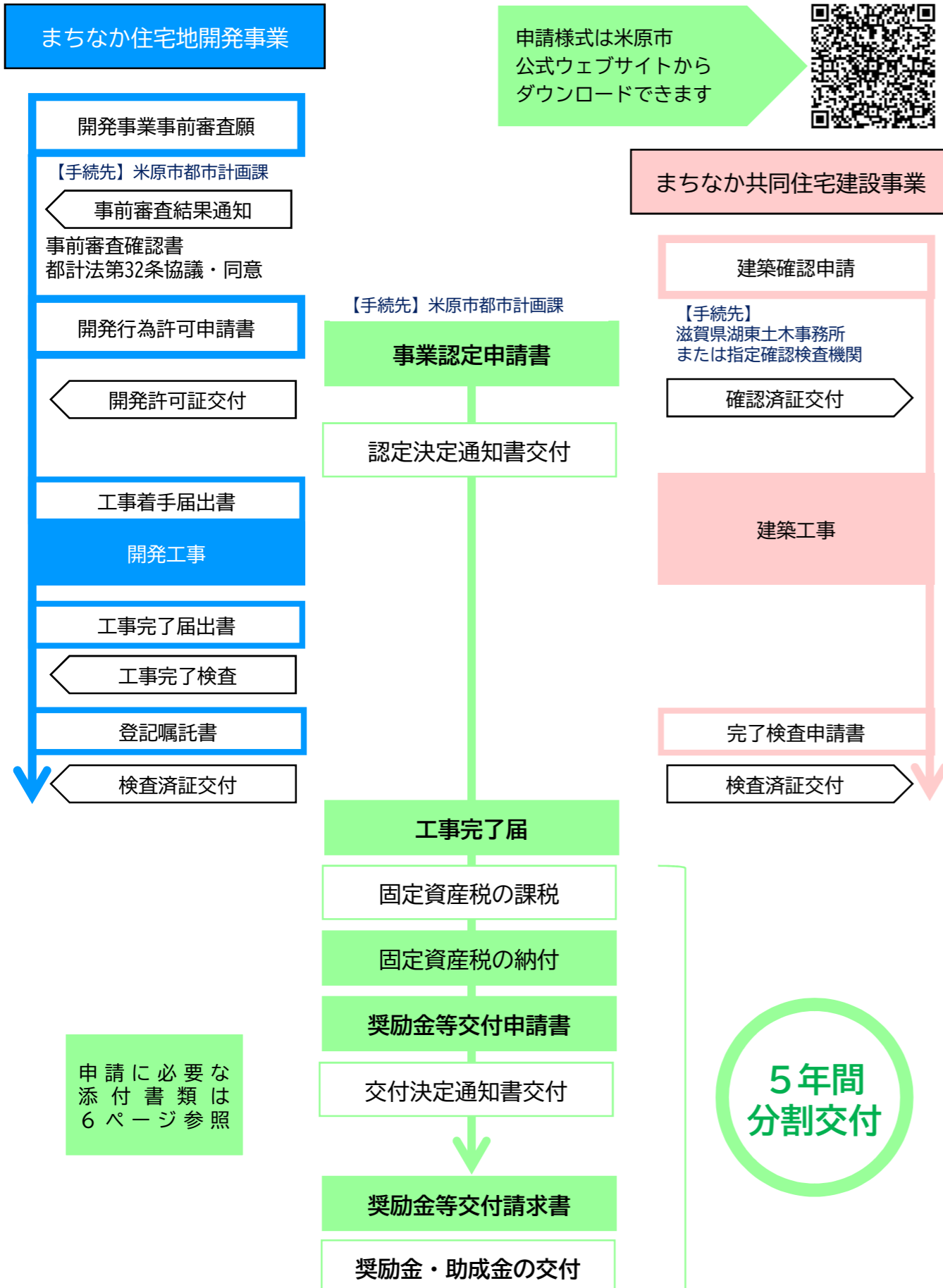
### ◎事業を廃止または休止したとき

事業廃止・休止届（様式8）
---------------

### ◎奨励金等の交付を請求するとき

奨励金等交付請求書（様式9）
----------------

## 対象事業の認定、奨励金・助成金交付のながれ



さらに、奨励対象事業のうち、市街地の拡大や周辺の住環境向上に寄与し、一定の要件を満たす開発事業に対し、次の助成金を交付します。

### ① 宅地開発工事費助成金

対象事業者	まちなか住宅地開発事業またはまちなか共同住宅建設事業の対象者
対象事業の 主 要 件	<p>【都市拠点・生活交流拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発工事費が市の定める基準工事額（※）を上回ること。</li> <li>・令和11年3月末日までに認定を受け、開発工事に着手すること。</li> </ul> <p>【都市拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の面積が5,000㎡以上で、区域内の土地の2/3以上が宅地以外からの地目変更を伴うこと。</li> </ul> <p>【生活交流拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の面積が1,000㎡以上であること。</li> </ul>

※基準工事額 … 12,000円/㎡（市における開発許可実績から算出）

助成金の額	宅地開発工事費のうち、特定工事（※）に要する費用の1/3以内の額（上限1億円）を、5年間に分割して交付します。
-------	---

※特定工事 … 切土高2m超の工事、盛土高1m超の工事またはその両方を合わせた工事が、開発区域のおおむね過半を超える場合の工事  
 上記に付随して行われる擁壁設置工事  
 軟弱地盤対策工事  
 防火水槽設置工事  
 雨水貯留施設（調整池）設置工事  
 上記のほか、良質な宅地の供給に資すると認める工事（無電柱化工事等）

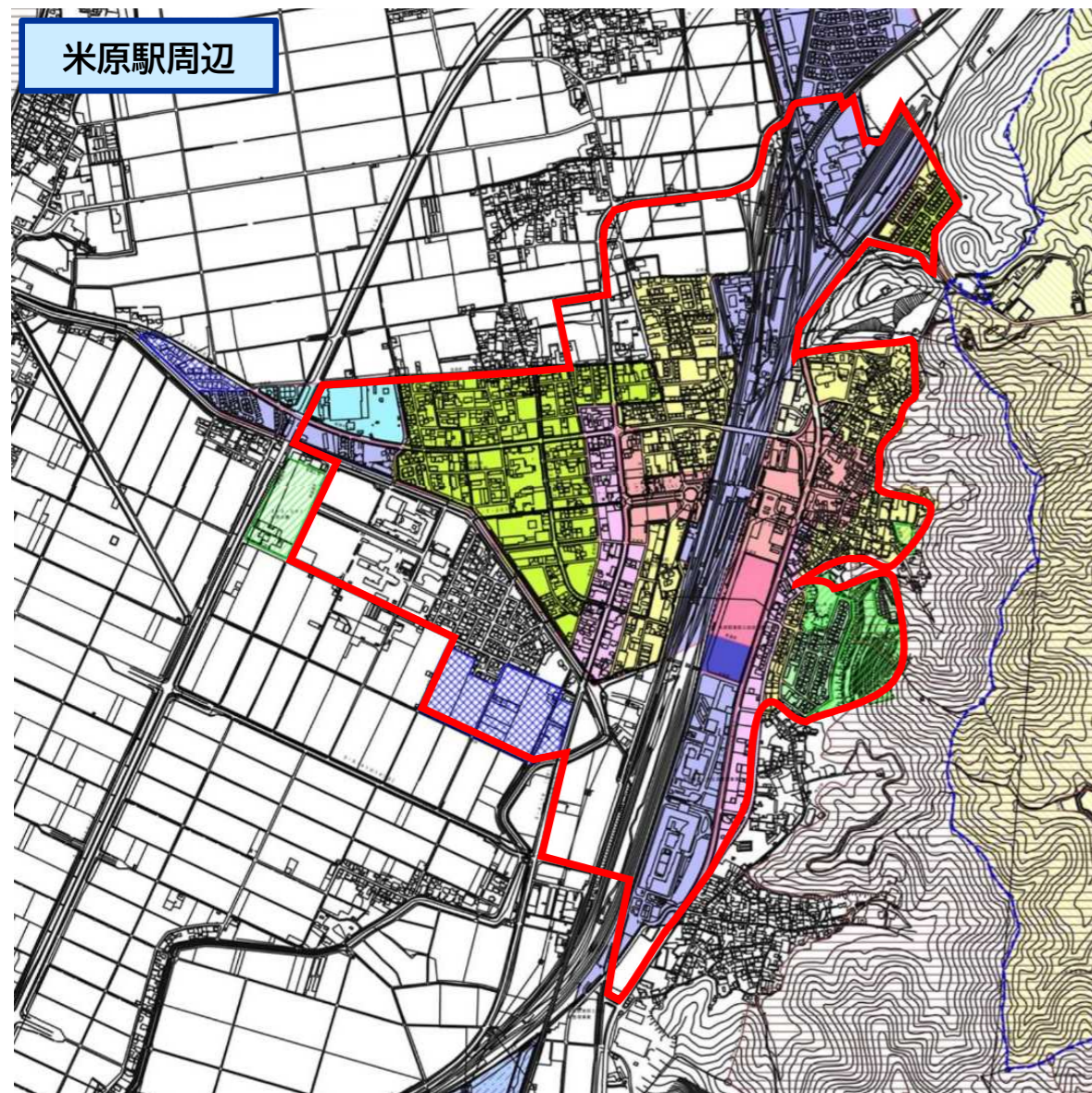
### ② 都市計画施設等設置費助成金

対象事業者	まちなか住宅地開発事業またはまちなか共同住宅建設事業の対象者
対象事業の 主 要 件	<p>【都市拠点・生活交流拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発事業により、都市計画施設または地区計画による地区施設が整備され、開発事業完了後に市に帰属されること。</li> </ul> <p>☞ 都市計画施設：都市計画法第11条各号に規定する施設          ☞ 地区施設：都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設</p>

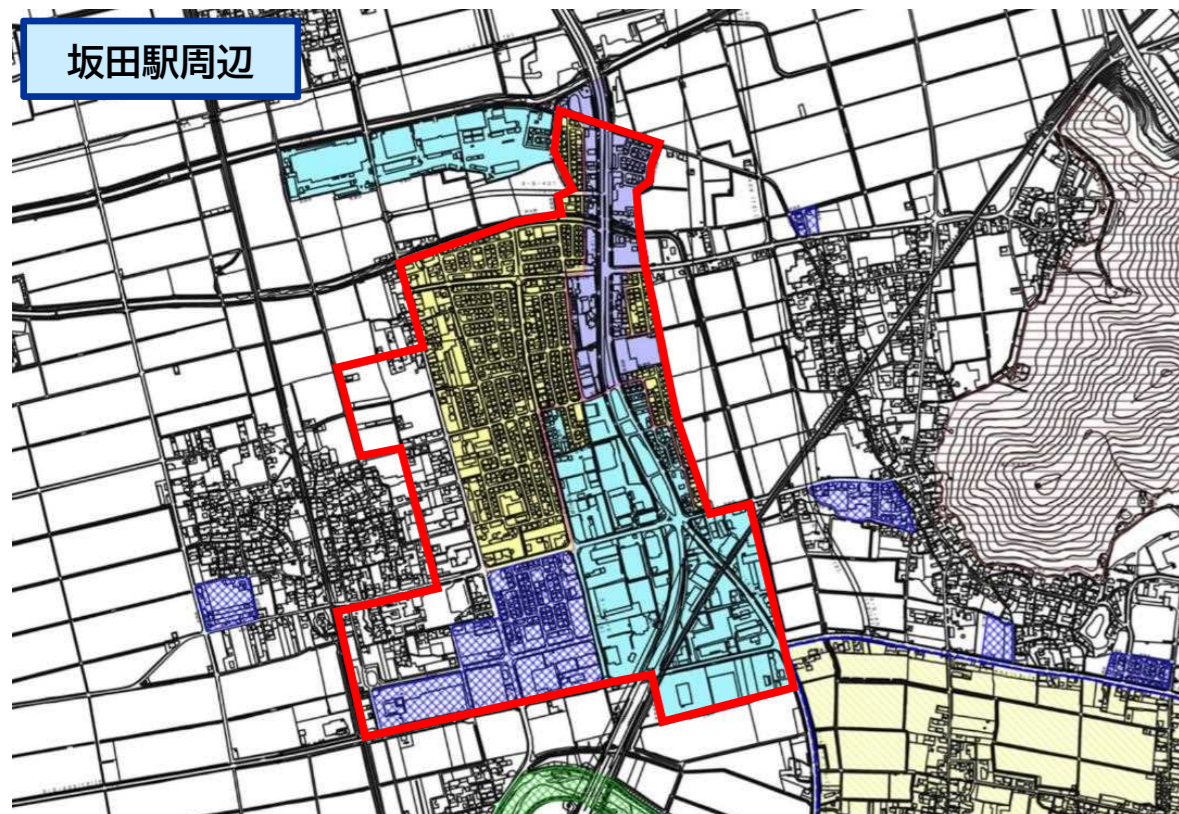
助成金の額	対象施設の土地の取得に要すべき費用の1/2以内の額（上限5,000万円）を5年間に分割して交付します。
-------	---

※土地の取得に要すべき費用 … 開発工事完了時の評価額を実勢価格に割り戻した額  
 （対象施設の評価額（路線価×対象施設の面積）÷0.7）

## 宅地利用促進区域【都市拠点】

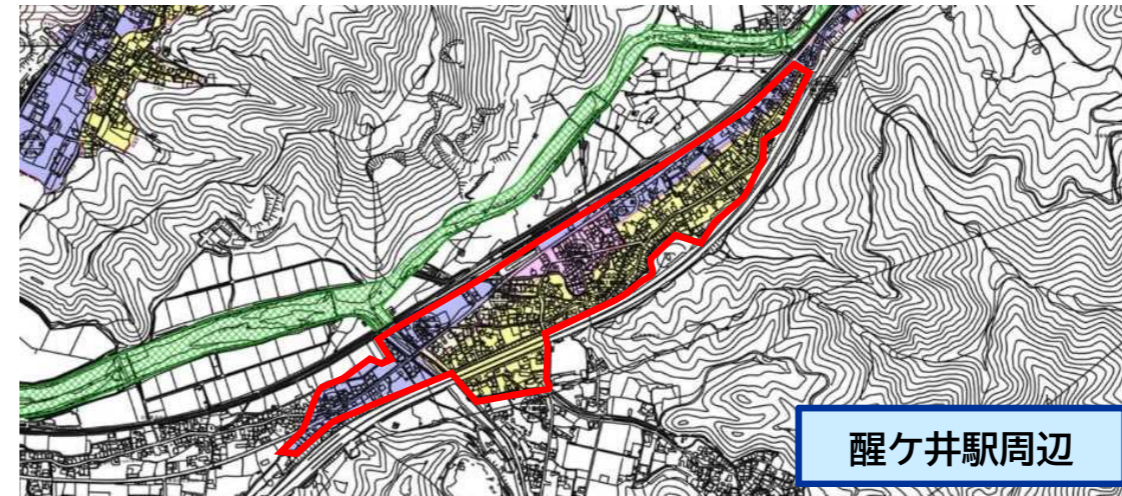


米原駅周辺



坂田駅周辺

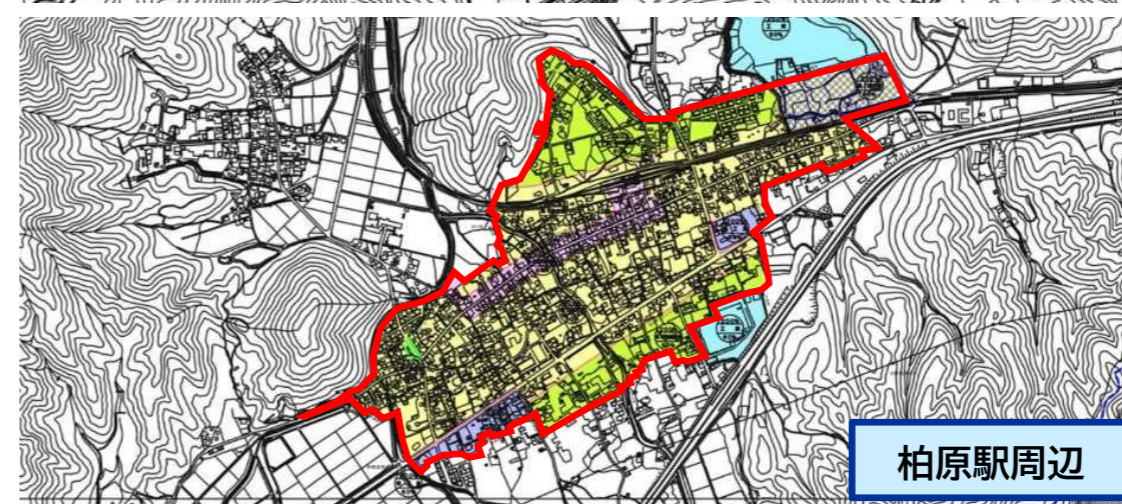
## 宅地利用促進区域【生活交流拠点】



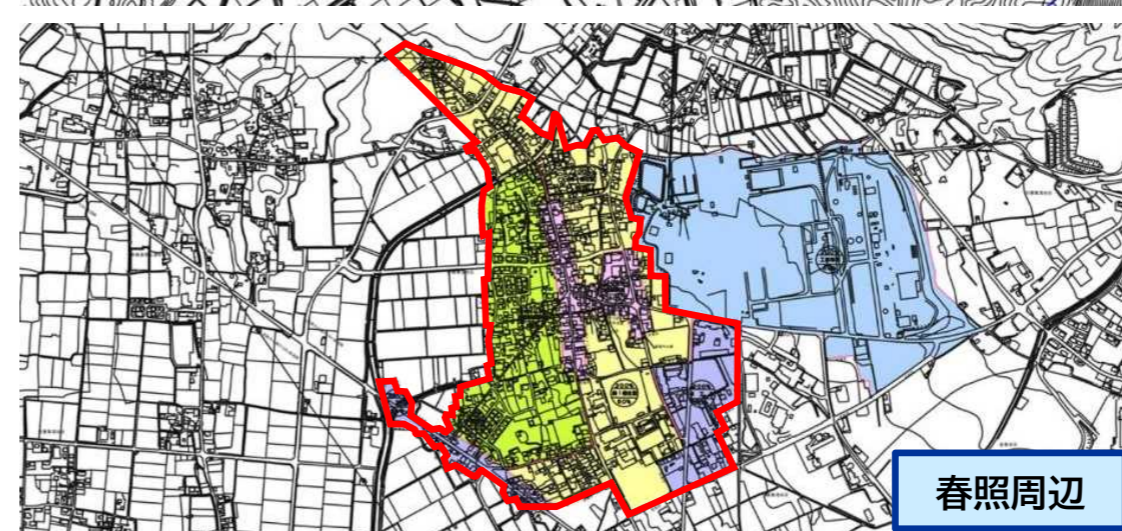
醒ヶ井駅周辺




近江長岡駅周辺



柏原駅周辺



春照周辺

 宅地利用促進区域

- ・宅地利用促進区域は、米原市まちなか住まい供給促進条例に基づく奨励対象区域です。
- ・左図は、令和6年7月1日時点の指定区域です（令和6年米原市告示第172号）。指定区域は、区域内外の土地利用状況等により変更する場合があります。
- ・宅地利用促進区域には、法令等により宅地利用が制限される土地が一部含まれます。区域指定により法令等による制限が緩和されるものではありません。
- ・この地図は、宅地利用促進区域のおおむねの位置・範囲を示すものです。特定の土地が区域内にあるか確認したい場合は、必ず問合せください。

### 【問合せ先】

米原市役所（本庁舎）  
 まち整備部都市計画課  
 〒521-8501  
 滋賀県米原市米原1016番地  
 Tel：0749-53-5144  
 Email：toshi@city.maibara.lg.jp